

神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運輸部門における脱炭素化を推進するため、第3条に掲げる事業に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電気自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項の燃料の種類が「電気」である自動車（以下「EV」という。）をいう。

(2) 充電設備

EVに充電するための設備であって、別表2及び3に定めるものをいう。

(3) 燃料電池自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項の燃料の種類が「圧縮水素」である自動車（以下「FCV」という。）をいう。

(4) 水素ステーション

FCVに燃料として水素を供給する設備をいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 事業用等EVを導入する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県事業用等EV導入費補助金」という。）

(2) EV急速充電設備を整備する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県EV急速充電設備整備費補助金」という。）

(3) EV普通充電設備を整備する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県EV普通充電設備整備費補助金」という。）

(4) 乗用FCVを導入する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県乗用FCV導入費補助金」という。）

(5) 商用FCVを導入し、運用する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県商用FCV導入費・燃料費補助金」という。）

(6) FCフォークリフトを導入する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県FCフォークリフト導入費補助金」という。）

(7) 水素ステーションを整備する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県水素ステーション整備費補助金」という。）

(8) 水素ステーションを運営する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県水素ステーション運営費補助金」という。）

2 前項の補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は別表1から別表8に定める要件及び次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

(2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(3) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

(4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

(5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。

(6) 県税その他の租税を滞納していないこと。

(7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

（補助額の算出方法等）

第4条 補助額は、当該補助事業に要する経費のうち、別表1から別表8に定める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、別表1から別表8に定める方法で算出するものとする。ただし、補助額と国の補助金、国庫支出金その他の名称を問わず国からの給付と知事が認めるものの合計額が補助対象経費を超えないこととする。

2 前項の補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まない。

3 第1項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（利益等の排除）

第5条 補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条に規定する関係会社からの調達（工事等を含む。）がある場合は、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

2 補助事業者が次の各号のいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

(1) 補助事業者自身

(2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業

(3) 補助事業者の関係会社（前号を除く。）

3 利益等排除の方法は次のとおりとする。

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

(2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合（前号の場合を除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(交付申請の書類)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別表1から別表8に掲げる書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(交付又は不交付の決定の通知)

第7条 交付又は不交付の決定は、別表1から別表8に定める様式により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定額にその20パーセントを超える影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(変更の申請等)

第9条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表8に定める様式を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表8に定める様式により通知するものとする。ただし、変更を承認する場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- 3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表8に定

める様式を知事に提出しなければならない。

- 4 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表8に定める様式により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

- 2 前項の規定は、第9条に準用する。この場合において、前項中「交付の決定の通知」とあるのは、「変更の承認の通知」と読み替えるものとする。

(補助事業の実施)

第11条 補助事業者は、規則第4条の規定による交付決定を受けた以降に、補助事業に着手しなければならない。補助事業の着手の日は、別表1から別表8に定めるとおりとする。

- 2 補助事業者は、交付の決定を受けた年度内で、知事が別に定める期日までに補助事業を完了しなければならない。補助事業の完了の日は、別表1から別表8に定めるとおりとする。

(状況報告及び調査)

第12条 規則第10条の規定による状況報告は、別表5に定める様式により、補助事業を実施する年度の3月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が神奈川県の日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。また、同期日までに第13条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、別表1から別表8に掲げる書類により、補助事業完了の日から2か月以内又は知事が別に定める期日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- 2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は実績報告の内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第14条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第7条又は第9条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、別表1から別表8に定める様式により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、当該確定額は第7条又は第9条の規定により通知した交付決定額を超えることはできないものとする。

2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(決定の取消し)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。

(補助金の返還)

第16条 補助事業者は、前条の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「処分」という。）してはならない。

2 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）並びに同条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類は、別表1から別表7に定めるとおりとする。

3 補助事業者は、処分制限期間及び別表5で定める期間の間に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとする場合は、あらかじめ別表1から別表7に定める様式を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表7に定める様式により通知するものとする。

5 知事は内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は

関係者に質問をすることができる。

- 6 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
- 7 知事は、第3項の規定により処分を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 8 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間、第17条に定める処分制限期間又は別表5に定める期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければならない。
 - 3 補助事業者が法人その他の団体である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散するときは、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

- 第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
 - (2) 法人その他の団体にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

(暴力団の排除)

- 第20条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、交付の申請を受けたとき又は交付の決定をした以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して照会することができる。補助事業者は、知事が当該照会を行うことについて、あらかじめ当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
 - 3 知事は、交付決定を受けた補助事業者が、第1項に該当すると判明したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 4 前項の規定による取消しをした場合は、第16条を準用する。

(調査等への協力及び情報発信)

第21条 補助事業者は、県が補助事業終了後に必要に応じて行う調査等並びに別表1及び別表5に定める県への協力事項に協力するものとする。

2 知事は、補助事業の結果及び前項の規定により補助事業者から報告された内容について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に関して情報発信する場合は、県の補助金の交付を受けた旨を示すものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月23日から施行する。

2 令和5年度にかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱に基づき交付決定を受けたものについては、当該要綱の規定に従うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和6年度に神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱に基づき交付決定を受けたものについては、前項の規定による改正前の当該要綱の規定に従うものとする。

附 則

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月22日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年2月20日から施行する。

2 令和7年度に神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 2 神奈川県EV急速充電設備整備費補助金

<p>1 定義</p>	<p>別表 2 において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) EV急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、1基当たりの定格出力が50kW以上の設備であって、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(2) 経済産業省補助金 経済産業省が採択した執行団体が実施するEVの充電設備の整備に関する補助事業において交付される補助金をいう。</p> <p>(3) 管理組合法人 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人であって、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体として主要な点が確定し規約が制定されているものをいう。</p> <p>(4) リース 契約の名称にかかわらず、EV急速充電設備の貸主（以下別表 2 において「リース事業者」という。）が、当該設備の借主（以下別表 2 において「使用者」という。）に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。</p>
<p>2 第3条第1項の補助事業の範囲</p>	<p>(1) 第3条第1項第2号の事業であって、県内の商業施設、宿泊施設、給油所、道の駅、事業所、工場、マンション、公共施設等にEV急速充電設備を整備する事業（以下別表 2 において「第2号補助事業」という。）とする。</p> <p>(2) EV急速充電設備をリースにより整備する場合は、リース事業者が(1)に規定する事業に対してリースするためにEV急速充電設備を整備する事業とする。</p> <p>(3) 第2号補助事業で整備するEV急速充電設備は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。ただし、一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者の事業所において、個人事業者又は法人（国、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人及び国又は地方公共団体が単独で25パーセント以上出資する法人を除く。以下別表 2 において同じ。）が第2号補助事業を実施する場合は、ア、イ、ウ、ケ、コ、サ及びシの条件を満たせばよいものとする。</p> <p>ア 経済産業省補助金、その他の国の補助金の交付対象となるEV急速充電設備であること。</p> <p>イ 未使用品であること。（中古品又は新古品ではないこと。）</p> <p>ウ 補助事業者が、EV急速充電設備を設置する土地の使用権原を有していること。（借地の場合は、土地の使用許諾及びEV急速充電設備を設置することの許諾を取り、許諾を証する書類の提出が可能であること。）</p>

	<p>エ EV急速充電設備が公道に面した入り口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。</p> <p>オ EV急速充電設備を利用する者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。</p> <p>カ 充電場所を示す案内板を当該施設の入り口、幹線道路に面した場所等、人目につきやすい場所に設置すること。</p> <p>キ EV急速充電設備の利用を会員制により行う場合は、非会員であっても何らかの方法により利用可能とすること。</p> <p>ク EV急速充電設備のラッピング等にあつては、県の補助を受けている旨を示すように努めること。</p> <p>ケ EV急速充電設備をリースにより整備する場合は、当該リース契約期間が16に定める処分制限期間以上であること。</p> <p>コ EV急速充電設備をリースにより整備する場合は、リース料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額を減額する等の方法により、補助金相当額を補助事業で導入するEV急速充電設備の使用者に還元すること。</p> <p>サ 指定管理業務の範囲である事業で整備するEV急速充電設備ではないこと。</p> <p>シ 他の取引との相殺払い、電子手形その他の手形による支払及び裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売並びにローン契約等により整備するEV急速充電設備ではないこと。</p>
<p>3 第3条第2項の補助事業者</p>	<p>第2号補助事業を実施し、EV急速充電設備を所有する個人事業者、法人又は県内地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体）とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その条件に従うこととする。</p> <p>(1) EV急速充電設備をリースにより整備する場合は、使用者の同意を得てリース事業者と使用者が補助事業者になるものとし、リース事業者が補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けるものとする。</p> <p>(2) EV急速充電設備の整備に係る経費を複数の事業者で負担する場合は、事業者の全員の同意を得て全員が補助事業者になるものとし、補助事業者のうち、EV急速充電設備の所有者となる者のいずれか一者が補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けるものとする。</p> <p>(3) 共有している土地で第2号補助事業を実施する場合は、EV急速充電設備の整備について共有者の全員の同意を得るものとする。</p>
<p>4 第4条第1項の補助対象経費</p>	<p>第2号補助事業に要する経費のうち、EV急速充電設備の整備に係る設備費及び設置工事費。ただし、第5条に該当する場合（EV急速充電設備をリースにより整備する場合において、リース事業者と同条第2項に定める関係にある会社から調達する場合は除く。）は、利益等相当分の排除を行うものとする。</p>

<p>5 第4条第1項の補助額の算出方法</p>	<p>1 基当たりにつき次のうちいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 第2号補助事業に係る補助対象経費に3分の1を乗じた額</p> <p>(2) 次表に定める補助上限額</p> <table border="1" data-bbox="491 215 1254 360"> <thead> <tr> <th>整備方法</th> <th>出力</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規（追加）</td> <td rowspan="2">50kW以上</td> <td>2,000千円</td> </tr> <tr> <td>入替</td> <td>1,000千円</td> </tr> </tbody> </table>	整備方法	出力	補助上限額	新規（追加）	50kW以上	2,000千円	入替	1,000千円
整備方法	出力	補助上限額							
新規（追加）	50kW以上	2,000千円							
入替		1,000千円							
<p>6 第6条の交付申請の提出書類</p>	<p>(1) 神奈川県E V急速充電設備整備費補助金交付申請書（第1号様式）</p> <p>(2) 神奈川県E V急速充電設備整備費補助金事業計画書（第1号様式別紙1）</p> <p>(3) 第2号補助事業に係る見積書の写し又はこれに代わるもの</p> <p>(4) 前号の見積書の写し又はこれに代わるものに、E V急速充電設備の整備に係る経費の額の内訳が明記されていない場合は、E V急速充電設備の整備に係る経費の額の内訳を証する書類</p> <p>(5) E V急速充電設備の仕様が確認できるもの</p> <p>(6) 補助事業者が個人事業者の場合は、運転免許証、マイナンバーカード（表面）のいずれかの写し又は住民票の写し（発行から3か月以内のもの）若しくはそれを複写したもの</p> <p>(7) 補助事業者が法人の場合は、当該法人に係る現在事項若しくは履歴事項証明書（発行から3か月以内のもの）の原本若しくは写し又はこれに代わるもの及び役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）</p> <p>(8) 補助事業者が管理組合法人の場合は、E V急速充電設備の設置が管理組合法人の決定によることを明らかにする書類</p> <p>(9) 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者の事業所に設置する場合は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に基づく国土交通大臣の許可を受けたことを証する書類の写し又はこれに代わるもの</p> <p>(10) 補助事業者のみがE V急速充電設備を設置する土地の所有者である場合は、その土地に係る登記事項証明書の原本若しくは写し又はこれに代わるもの</p> <p>(11) 借地の場合又はE V急速充電設備を設置する土地の所有者が補助事業者以外に存在する場合は、E V急速充電設備の設置に関する許諾書又はこれに代わるもの</p> <p>(12) 工事着工前の要部写真</p> <p>(13) 設計図面</p> <p>ア 設置場所見取図</p> <p>イ 電気系統図（設置工事費を申請しない場合は、アの図面のみ）</p> <p>(14) E V急速充電設備をリースにより整備する場合は、共同申請同意書（第1号様式別紙3）</p> <p>(15) E V急速充電設備の整備に係る経費を複数の事業者で負担する場合は、共同負担事業に関する同意書（第1号様式別紙4）</p> <p>(16) 補助事業者自身、100パーセント同一の資本に属するグループ企業又は補助事業者の関係会社から調達（工事等を含む。）する場合は、利益等の排除に関する書類</p>								

	(17)その他知事が必要と認める書類
7 第7条の交付又は不交付の決定の通知に係る様式	補助金の交付を決定したときは、神奈川県E V急速充電設備整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、神奈川県E V急速充電設備整備費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。
8 第9条第1項の変更の申請に係る様式	神奈川県E V急速充電設備整備費補助金変更承認申請書（第4号様式）。E V急速充電設備をリースにより整備する場合は、変更承認共同申請同意書（第4号様式別紙1）を、E V急速充電設備の整備に係る経費を複数の事業者で負担する場合は、共同負担事業に関する変更承認申請同意書（第4号様式別紙2）をそれぞれ添付する。
9 第9条第2項の変更の承認等の通知に係る様式	変更を承認したときは、神奈川県E V急速充電設備整備費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、変更を承認しなかったときは、神奈川県E V急速充電設備整備費補助金変更不承認通知書（第6号様式）により通知する。
10 第9条第3項の中止又は廃止の申請に係る様式	神奈川県E V急速充電設備整備費補助金中止・廃止承認申請書（第7号様式）。E V急速充電設備をリースにより整備する場合は、中止・廃止承認共同申請同意書（第7号様式別紙1）を、E V急速充電設備の整備に係る経費を複数の事業者で負担する場合は、共同負担事業に関する中止・廃止承認申請同意書（第7号様式別紙2）をそれぞれ添付する。
11 第9条第4項の中止又は廃止の承認等の通知に係る様式	中止又は廃止を承認したときは、神奈川県E V急速充電設備整備費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第8号様式）により、中止又は廃止を承認しなかったときは、神奈川県E V急速充電設備整備費補助金中止・廃止不承認通知書（第9号様式）により通知する。
12 第11条第1項の補助事業の着手の日	整備するE V急速充電設備に係る設置工事の着工のあった日とする。
13 第11条第2項の補助事業の完了の日	整備したE V急速充電設備に係る次の各号に掲げる日のうち、最も遅い日とする。 (1) 設置工事が完了した日 (2) 引渡しのあった日 (3) 代金の支払が完了した日
14 第13条の実績報告の書類	(1) 神奈川県E V急速充電設備整備費補助金実績報告書（第10号様式） (2) 神奈川県E V急速充電設備整備費補助金事業結果報告書（第10号様式別紙1） (3) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、申請者名義の口座に限る。） (4) E V急速充電設備をリースにより整備する場合は、E V急速充電設備のリースに係る契約書の写し (5) 発注書の写し (6) 請求書（内訳書含む。）の写し (7) (6)の請求書の写しに、E V急速充電設備の整備に係る経費の額

	<p>の内訳が明記されていない場合は、E V急速充電設備の整備に係る経費の額の内訳を証する書類</p> <p>(8) 領収書の写し又は金融機関発行の振込証の写し</p> <p>(9) 設置完了証明書（第10号様式別紙2）</p> <p>(10) 完成後の要部写真（E V急速充電設備の銘板写真を含む。）</p> <p>(11) 完成後の図面</p> <p>ア 設置場所見取図</p> <p>イ 電気系統図</p> <p>（設置工事費を申請していない場合は、アの図面のみ）</p> <p>(12) E V急速充電設備のメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者が発行する保証書（ただし、この場合、保証書のフォームはメーカーが定めたもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。）</p> <p>(13) 経済産業省補助金等の国の補助金を受ける場合は、国の補助金の交付決定通知書の写し又はこれに代わるもの</p> <p>(14) 補助対象設備の仕様等を変更した場合で、交付決定額にその20パーセントを超える影響を及ぼさないときは、変更に係る書類</p> <p>(15) その他知事が必要と認める書類</p>	
15 第14条の補助金の額の確定に係る様式	神奈川県E V急速充電設備整備費補助金交付額確定通知書（第11号様式）	
16 第17条第2項に規定する知事が定める財産の種類及び期間	財産の種類	期間
	E V急速充電設備	5年
17 第17条第3項の財産の処分に係る様式	神奈川県E V急速充電設備整備費補助金財産処分承認申請書（第12号様式）	
18 第17条第4項の財産の処分の承認等の通知に係る様式	処分を承認したときは、神奈川県E V急速充電設備整備費補助金財産処分承認通知書（第13号様式）により、処分を承認しなかったときは、神奈川県E V急速充電設備整備費補助金財産処分不承認通知書（第14号様式）により通知する。	

神奈川県E V急速充電設備整備費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者	郵便番号	〒	—
	住 所 (法人等の場合は所在地)		
	フリガナ		
	氏 名 (法人等の場合は名称)		
	代表者の職 (法人等の場合)		
	フリガナ		
	代表者の氏名 (法人等の場合)		

※個人事業者にあつては下記の生年月日・性別を記載
生年月日 年 月 日生 性別

神奈川県E V急速充電設備整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、6の誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式及び役員等氏名一覧表(別表2 第1号様式別紙2)に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

また、補助事業で設置する設備の所在地等、公共の用に供するために必要な情報を、県がホームページ等により公表することについて同意します。

1 補助金交付申請額

神奈川県E V急速充電設備整備費補助金事業計画書(別表2 第1号様式別紙1)の3に記載の額

2 E V急速充電設備の整備状況(該当する□に「✓」を記載)

新規(追加) 入替

3 補助事業の着手予定日と完了予定日

○ 着手予定日について、E V急速充電設備の設置工事の着工予定日を記載してください。

○ 完了予定日について、次の事項のうち、最も遅いものの予定日を記載してください。

- (1) 新たに整備するE V急速充電設備の設置工事
- (2) 新たに整備するE V急速充電設備の引渡し
- (3) 新たに整備するE V急速充電設備の代金の支払

着手予定日	完了予定日

4 申請者の連絡先

TEL :	電子メールアドレス :
部署名・役職名※ :	担当者名 :

※申請者が個人事業者の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

5 整備する設備の販売・設置・施工予定事業者の連絡先※

※ 新規に整備する設備の販売・設置・施工予定事業者を確認することがあります。

(E V急速充電設備の販売)

事業者名：	
TEL：	電子メールアドレス：
部署名・役職名：	担当者名：

(E V急速充電設備の設置工事) ※E V急速充電設備の販売と同じ事業者の場合は、記載は不要です。

事業者名：	
TEL：	電子メールアドレス：
部署名・役職名：	担当者名：

6 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 土地の使用に関する法令、土地使用の権原など、法令を遵守すること。

神奈川県EV急速充電設備整備費補助金事業計画書

1 補助事業の概要 (該当する□に「✓」を記載)

申請者氏名 (法人等の場合は名称)		
使用者氏名 (申請者がリース事業者の場合のみ記載)		
使用者への補助金相当額の還元方法 (申請者がリース事業者の場合のみ記載)		<input type="checkbox"/> リース料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額を減額 <input type="checkbox"/> 補助金相当額を現金で支払 <input type="checkbox"/> その他 ()
設備を設置する施設について	名称	
	所在地	
	種別	<input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 宿泊施設 <input type="checkbox"/> 給油所 <input type="checkbox"/> 道の駅 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> 公共施設 <input type="checkbox"/> その他 ()
設備を設置する土地の使用権原の確認		<input type="checkbox"/> 補助事業者のみが所有者である土地
		<input type="checkbox"/> 借地又は補助事業者以外の所有者がいる土地 (土地の使用権原を有する者から第2号補助事業に係る許諾を得ている。)
		設備を設置する土地の所有者 (補助事業者以外の土地の所有者がいる場合のみ記載) []

2 EV急速充電設備の概要 (該当する□に「✓」を記載)

メーカー名		
型式		
出力・口数	kW	口
整備基数	基	
設置する設備の要件について	<input type="checkbox"/> 上記の設備は神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱別表2に定める要件を全て満たす設備である。	
県の補助を受けている旨を示すラッピング等について	<input type="checkbox"/> 実施する	<input type="checkbox"/> 実施しない

3 補助金交付申請額の算出（該当する□に「✓」を記載）

申請区分	<input type="checkbox"/> 設備費及び設置工事費	<input type="checkbox"/> 設備費のみ
次のいずれかの関係にある会社からの調達の有無	(設備費)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
(1) 補助事業者自身	(設置工事費)	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
(2) 100パーセント同一の資本に属するグループ企業		
(3) 補助事業者の関係会社（前号以外）		

※利益等相当分の排除方法（「有」の場合）

（設備費）

—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	利益の割合 () (%)
---	--------------------------	--------------------------	---------------

（設置工事費）

—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	利益の割合 () (%)
---	--------------------------	--------------------------	---------------

補助対象経費（A）	円
※値引後の金額で消費税及び地方消費税を除く。	
（うち設備費）	円
（うち設置工事費）	円
補助対象経費（A）に3分の1を乗じた額（ $B = A / 3$ ） (1円未満を切捨て)	円
補助上限額（C） (新規（追加）は2,000,000円/基、入替は1,000,000円/基)	円
国の補助金等との併用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
国の補助金等を受ける場合、その金額（D） ※県に設置工事費を申請しない場合は、設備費に対する国の補助金等の申請額	円
補助対象経費（A）から国の補助額（D）を控除した額 ($E = A - D$)	円
補助金交付申請額 ((B)、(C)又は(E)のいずれか低い額) (千円未満を切捨て)	円

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名		フリガナ		生年月日 <small>(大正T、昭和S、平成H)</small>	性別	住所
	姓	名	姓	名			
<代表者>							
(法人)							

※「会計監査人」等の法人を含む、登記事項証明書の「役員に関する事項」欄に記載の全ての役員（抹消事項に該当する者を除く。）を漏れなく記入してください。

記載した全ての者は、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しています。

(法人名称)

(代表者の職・氏名)

共同申請同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

次の事項について同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

なお、誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式及び役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名
リース事業者	
リースで整備する設備の使用者	住 所（法人等の場合は所在地） 氏 名（法人等の場合は名称及び代表者氏名） ※個人事業者にあつては下記の生年月日・性別を記載 生年月日 年 月 日生 性別

(同意事項)

- ・審査結果について、県がリース事業者宛てに通知すること。
- ・補助金はリース事業者に交付されること。
- ・リース事業者は、神奈川県EV急速充電設備整備費補助金事業計画書（第1号様式別紙1）に記載した方法により、使用者に補助金相当額を還元すること。
- ・リース事業者及び使用者が、補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、リース事業者はあらかじめ知事の承認を得る必要があること。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられる場合があること。
- ・要綱第21条の規定に基づき県が調査を行う場合、リース事業者及び使用者は、共に調査に協力すること。
- ・補助事業で整備する設備の所在地等、公共の用に供するために必要な情報を、県がホームページ等により公表すること。

(誓約事項)

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 土地の使用に関する法令、土地使用の権原など、法令を遵守すること。

共同負担事業に関する同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

次の事項について同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

なお、誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式及び役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

共同負担者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名
申請者（設備費を負担する事業者）	
設置工事費を負担する事業者	住 所（法人等の場合は所在地） 氏 名（法人等の場合は名称及び代表者氏名） ※個人事業者にあつては下記の生年月日・性別を記載 生年月日 年 月 日生 性別

※ 他に共同負担者がいる場合は、「設備費を負担する事業者」又は「設置工事費を負担する事業者」欄を追加して記載してください。

(同意事項)

- ・審査結果について、申請者宛てに通知すること。
- ・補助金は申請者が代表して受け取ること。
- ・補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、申請者が代表してあらかじめ知事の承認を得る必要があること。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられる場合があること。
- ・要綱第21条の規定に基づき県が調査を行う場合、共同負担者は、共に調査に協力すること。
- ・補助事業で整備する設備の所在地等、公共の用に供するために必要な情報を、県がホームページ等により公表すること。

(誓約事項)

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 土地の使用に関する法令、土地使用の権原など、法令を遵守すること。

神奈川県EV急速充電設備整備費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった神奈川県EV急速充電設備整備費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県EV急速充電設備整備費補助金に係る事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。また、交付の決定を受けた年度内で知事が別に定める期日までに事業を完了しなければなりません。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、交付決定額にその20パーセントを超える影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではありません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の額の増額はできません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。
- (6) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収します。補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。
ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

エ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

(7) この補助金は、実績報告に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。

(8) その他規則及び神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。

3 この補助金に係る実績報告は、補助事業完了の日から2か月以内又は知事が別に定める期日のいずれか早い期日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が神奈川県の休日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。

4 補助事業により設置した設備については、要綱別表2「16 第17条第2項に規定する知事が定める財産の種類及び期間」に定める期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄する場合（以下「処分」という。）は、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

6 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

(1) 個人事業者にあつては、住所又は氏名を変更したとき。

(2) 法人又は地方公共団体にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで申請の取下げをすることができます。

神奈川県EV急速充電設備整備費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった神奈川県EV急速充電設備整備費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

(交付しない理由)

神奈川県EV急速充電設備整備費補助金変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所

〔法人等の場合は所在地〕

氏 名

〔法人等の場合は名称
及び代表者職・氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県EV急速充電設備整備費補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

1 設備を設置する施設の名称

2 変更の内容

変更前	変更後

交付申請額	変更前	変更後（千円未満切捨て）
	円	円

3 変更の理由

注 交付申請に添付した書類のうち、変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

変更承認共同申請同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名
リース事業者	
リースで整備する設備の使用者	

（同意事項）

- ・ 審査結果について、県がリース事業者宛てに通知すること。

共同負担事業に関する変更承認申請同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

共同負担者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名
申請者（設備費を負担する事業者）	
設置工事費を負担する事業者	

※ 他に共同負担者がいる場合は、「設備費を負担する事業者」又は「設置工事費を負担する事業者」欄を追加して記載してください。

（同意事項）

- ・ 審査結果について、県が申請者宛てに通知すること。

神奈川県EV急速充電設備整備費補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

(公 印 省 略)

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県EV急速充電設備整備費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により承認することとし、次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額

既 決 定 額	円
今回変更交付決定額	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる事業の内容及び補助事業の経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県EV急速充電設備整備費補助金変更承認申請書記載のとおりとします。
- (2) この変更交付決定に伴う補助金は、実績報告に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) この変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更承認通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、年 月 日付け 第 号神奈川県EV急速充電設備整備費補助金交付決定通知書のとおりとします。

神奈川県EV急速充電設備整備費補助金変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県EV急速充電設備整備費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

(承認しない理由)

神奈川県EV急速充電設備整備費補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名
〔法人等の場合は名称
及び代表者職・氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県EV急速充電設備整備費補助金に係る事業について、次のとおり中止・廃止したいので、承認を受けたく、申請します。

1 中止・廃止の内容

2 中止・廃止の理由

中止・廃止承認共同申請同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

共同申請者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名
リース事業者	
リースで整備する設備の使用者	

（同意事項）

- ・ 審査結果について、県がリース事業者宛てに通知すること。

共同負担事業に関する中止・廃止承認申請同意書

年 月 日

神奈川県知事 殿

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

共同負担者	法人名（名称及び代表者の職・氏名）又は氏名
申請者（設備費を負担する事業者）	
設置工事費を負担する事業者	

※ 他に共同負担者がいる場合は、「設備費を負担する事業者」又は「設置工事費を負担する事業者」欄を追加して記載してください。

（同意事項）

- ・ 審査結果について、県が申請者宛てに通知すること。

別表2 第8号様式（第9条関係）

神奈川県EV急速充電設備整備費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

（公 印 省 略）

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県EV急速充電設備整備費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付決定を取り消したので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定により通知します。

別表2 第9号様式（第9条関係）

神奈川県EV急速充電設備整備費補助金中止・廃止不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

（公 印 省 略）

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県EV急速充電設備整備費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第9条第4項の規定により通知します。

（承認しない理由）

神奈川県EV急速充電設備整備費補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者	郵便番号	〒	—
	住所 (法人等の場合は所在地)		
	氏名 (法人等の場合は名称)		
	代表者の職 (法人等の場合)		
	代表者の氏名 (法人等の場合)		

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたEV急速充電設備整備費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

設備を設置した施設の名称	
--------------	--

補助事業の着手日と完了日

- 着手日について、EV急速充電設備の設置工事の着工日を記載してください。
 - 次の(1)～(3)の完了した日をそれぞれ〔 〕内に記載してください。完了日について、(1)～(3)のうち最も遅いものを記載し、()内に該当する番号を記載してください。
- (1) 新たに整備したEV急速充電設備の設置工事 []
- (2) 新たに整備したEV急速充電設備の引渡し []
- (3) 新たに整備したEV急速充電設備の代金の支払 []

着手日	完了日
	番号 (1)

(補助金振込先) 通帳等に記載のとおり正確に記載してください。

口座名義人	(フリガナ)						
						
金融機関名	名称		金融機関コード				
店名	名称		店番号				
預金の種類	選択してください						
口座番号							

注1 申請者名義の口座に限ります。
 注2 通帳等の写しを添付してください。

神奈川県EV急速充電設備整備費補助金事業結果報告書

1 補助事業の概要 (該当する□に「✓」を記載)

申請者氏名 (法人等の場合は名称)	
交付申請時からの設備を設置する施設の変更	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (変更後の設置先施設を以下に記載すること。)
交付申請時からの土地の所有者の変更	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (変更後の土地の所有者を以下に記載すること。)
使用者への補助金相当額の還元方法の変更 (申請者がリース事業者の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (変更後の還元方法を以下に記載すること。)

2 EV急速充電設備の概要 (該当する□に「✓」を記載)

交付申請時からの設備の変更	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (変更後の設備を以下に記載すること。)		
	メーカー名		
	型式		
	出力・口数	kW	口
	整備基数	基	

3 補助金実績報告額の算出 (該当する□に「✓」を記載)

交付申請時からの補助対象経費等の金額変更	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり
----------------------	---

※変更ありの場合で、交付決定額が20%を超えて減額となる場合は事前に変更承認申請書 (別表2 第4号様式) の提出が必要

補助対象経費 (A) ※値引後の金額で消費税及び地方消費税を除く。	円
(うち設備費)	円
(うち設置工事費)	円
補助対象経費 (A) に3分の1を乗じた額 (B = A / 3) (1円未満を切捨て)	円
補助金交付決定額 (C) ※交付決定通知書に記載された補助金額	円
国の補助金等との併用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
国の補助金等を受ける場合、その金額 (D) ※県に設置工事費を申請しない場合は、設備費に対する国の補助金等の額	円
補助対象経費 (A) から国の補助額 (D) を控除した額 (E = A - D)	円
補助金実績報告額 ((B)、(C)又は(E)のいずれか低い額) (千円未満を切捨て)	円

4 変更報告 (該当する□に「✓」を記載)

その他の変更	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり (変更内容を以下に記載すること。)
--------	--

変更内容

設置工事完了証明書

年 月 日

次のとおり第2号補助事業で設置するEV急速充電設備の設置が完了したことを証明します。

1 設置・施工事業者名

名称			
代表者の職・氏名（法人等の場合）			
所在地	都道府県		
担当者名		連絡先電話番号	

2 補助金申請者等

申請者氏名（法人等の場合は名称）	
補助事業で設備を設置した施設の名称	
補助事業で設備を設置した土地の所在地	

3 EV急速充電設備の設置・施工期間

着工日	
工事完了日	

神奈川県E V急速充電設備整備費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付け 第 号で交付決定した神奈川県E V急速充電設備整備費補助金については、年 月 日付けで提出された神奈川県E V急速充電設備整備費補助金実績報告書に基づき、交付額を 円に確定したので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

神奈川県E V急速充電設備整備費補助金財産処分承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住所

〔法人等の場合は所在地〕

氏名

〔法人等の場合は名称
及び代表者職・氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県E V急速充電設備整備費補助金に係る事業により取得した財産について、次のとおり処分したいので、承認を受けたく、申請します。

1 処分しようとする財産の明細

2 処分の方法（※）

※ 譲渡、交換、貸与、廃棄、担保提供等の別を記載すること、目的外使用の場合は、用途を記載すること。

3 処分の理由

神奈川県EV急速充電設備整備費補助金財産処分承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった財産の処分については、次のとおり承認することとしたので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第17条第4項の規定により通知します。

1 処分する財産の明細

2 処分の方法

3 承認の条件

- (1) 処分が完了したときは、速やかに別紙の報告書、処分の完了を証する書類の写し及び売却金額が分かる書類の写しを提出すること。
- (2) 処分の完了後に別途通知する補助金に相当する額を納付すること。

注 承認の条件を満たさない場合には、承認を取り消す場合があります。

神奈川県EV急速充電設備整備費補助金財産処分不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった財産の処分については、次の理由により承認しないこととしたので、神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第17条第4項の規定により通知します。

(承認しない理由)